



鳥取県公報

令和7年9月9日（火）
第9723号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 告 示	土地改良区の役員の就退任（536）（東部農林事務所）・・・・・・・・・・ 2
	土地収用法による事業の認定（537）（県土総務課）・・・・・・・・・・ 2
	公共測量の実施（6件）（538～543）（〃）・・・・・・・・・・ 4
◇ 公 告	ふぐ処理師試験の実施（くらしの安心推進課）・・・・・・・・・・ 5
	砂利採取業務主任者試験の実施（治山砂防課）・・・・・・・・・・ 7
◇ 調達公告	落札者の決定（警察本部会計課）・・・・・・・・・・ 8

告 示

鳥取県告示第536号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定に基づき、次のとおり福部土地改良区から役員が退任し、及び就任した旨の届出があったので、同条第19項の規定により告示する。

令和7年9月9日

鳥取県東部農林事務所長 丸 田 謙 一

退任した役員の氏名及び住所

理 事	飼 牛 芳 明	鳥取市福部町湯山42
〃	香 川 恵	鳥取市福部町湯山11-1
〃	湯 邨 勲	鳥取市福部町湯山813
〃	山 根 健	鳥取市福部町湯山742
〃	猪 上 喜 幸	鳥取市福部町海士159
〃	濱 本 幸 信	鳥取市福部町海士540
〃	横 田 仁 志	鳥取市福部町細川358
〃	山 根 俊 幸	鳥取市福部町細川332-2
〃	岩 崎 一	鳥取市福部町細川1295-2
〃	早 野 真 一	鳥取市福部町岩戸8-2
監 事	岸 本 一 良	鳥取市福部町海士546
〃	森 本 真 一	鳥取市福部町湯山1909-13
〃	今 崎 純 治	鳥取市美萩野二丁目274

令和7年8月16日退任

就任した役員の氏名及び住所

理 事	西 尾 祥 幸	鳥取市福部町湯山1516
〃	橋 本 真一郎	鳥取市福部町湯山73
〃	中 山 健	鳥取市福部町湯山724
〃	山 根 健	鳥取市福部町湯山742
〃	井手野 正 和	鳥取市福部町海士633
〃	濱 本 幸 信	鳥取市福部町海士540
〃	山 根 俊 幸	鳥取市福部町細川332-2
〃	岸 田 誠	鳥取市福部町細川307
〃	岩 崎 一	鳥取市福部町細川1295-2
〃	早 野 真 一	鳥取市福部町岩戸8-2
監 事	北 村 重 政	鳥取市福部町海士592
〃	飼 牛 芳 明	鳥取市福部町湯山42
〃	今 崎 純 治	鳥取市美萩野二丁目274

令和7年8月17日就任 任期4年

鳥取県告示第537号

土地収用法（昭和26年法律第219号。以下「法」という。）第20条の規定に基づき事業の認定をしたので、法第26条第1項の規定により、次のとおり告示する。

令和7年9月9日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 起業者の名称

岩美町

2 事業の種類

児童センター整備事業

3 起業地

(1) 収用の部分

岩美郡岩美町大字新井字惣座地内

(2) 使用の部分

なし

4 事業の認定をした理由

(1) 法第20条第1号の要件への適合性

児童センター整備事業（以下「本件事業」という。）は、法第3条第23号に掲げる社会福祉法（昭和26年法律第45号）による社会福祉事業（児童福祉法（昭和22年法律第164号）に規定する児童厚生施設）の用に供する施設を設置する事業に該当し、法第20条第1号の要件を充足するものと判断される。

(2) 法第20条第2号の要件への適合性

本件事業の起業者である岩美町は、本件事業に必要な予算措置について岩美町議会に上程し承認を得ていること及び既に本件事業を開始していることから、本件事業を遂行する十分な意思と能力を有する者であると認められるため、本件事業は、法第20条第2号の要件を充足するものと判断される。

(3) 法第20条第3号の要件への適合性

本件事業の実施により得られる利益及び失われる利益は、ア及びイのとおりであり、これらを比較衡量した結果、本件事業の施行により得られる利益は、失われる利益に優越するものと判断される。

また、ウのとおり事業計画に合理性も認められることから、本件事業は、法第20条第3号の要件を充足するものと判断される。

ア 得られる公共の利益

本件事業の施行により、子どもの健康増進及び情操を豊かにすることに資するとともに、親世代の交流の場となることによる子育てに対する孤立の抑制、隣接する岩美町立遊びの広場及び岩美ふれ愛センターとの一体的な利用による各施設の相乗効果並びに当該地域における賑わい創出への寄与が期待できる。

イ 失われる利益

本件事業は、鳥取県環境影響評価条例（平成10年鳥取県条例第24号）による環境影響評価の対象事業ではないが、工事の際には周辺環境に十分配慮することにより、環境に与える影響を小さいものとすることができる。

また、起業地に埋蔵文化財は確認されておらず、希少動植物の生息状況についても特別の処置を講ずべき動植物は確認されていない。

なお、今後、希少動植物が確認された場合は、関係機関と協議し速やかな対応をとることとしていることから、本件事業に伴い失われる利益は少ないものと判断することができる。

ウ 事業計画の合理性

本件事業に係る起業地の選定については、利用者の安全性と利便性に加えて、土地の規制、支障物件の有無、交通の利便、駐車場の利便性及び安全性、工事の難易度及び経費等の観点から2つの候補地について比較検討した結果、これらの条件を満たすものとして当該起業地が選定されており、合理的と認められる。

(4) 法第20条第4号の要件への適合性

本件事業は、次に掲げる理由から、土地を収用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第4号の要件を充足するものと判断される。

ア 事業を早期に施行する必要性

本件事業は、令和7年度から令和11年度を期間とする「岩美町こども・若者未来計画」に位置付けられたものであり、早急な整備が必要と認められる。

したがって、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

イ 起業地の範囲及び収用の範囲の合理性

本件事業に係る起業地の範囲及び収用の範囲は、本件事業の事業計画に必要な最小限の範囲と認められる。

(5) 結論

(1)から(4)までの判断から、本件事業は法第20条各号の要件を全て充足していると認められるため、同条の規定に基づき、事業の認定をするものである。

5 法第26条の2の規定による図面の縦覧場所

岩美郡岩美町大字浦富675-1 岩美町子ども未来課

鳥取県告示第538号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定に基づき、三朝町長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。

令和7年9月9日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 作業種類 公共測量（写真測量）
- 2 作業期間 令和7年5月28日から令和8年3月23日まで
- 3 作業地域 東伯郡三朝町大字森及び大字大瀬

鳥取県告示第539号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定に基づき、鳥取市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。

令和7年9月9日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 作業種類 公共測量（写真測量）
- 2 作業期間 令和7年6月20日から令和8年3月10日まで
- 3 作業地域 鳥取市用瀬町赤波

鳥取県告示第540号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定に基づき、湯梨浜町長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。

令和7年9月9日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 作業種類 公共測量（写真測量）
- 2 作業期間 令和7年8月4日から令和8年3月13日まで
- 3 作業地域 東伯郡湯梨浜町

鳥取県告示第541号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定に基づき、鳥取県知事から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。

令和7年9月9日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 作業種類 公共測量（応用測量）
- 2 作業期間 令和7年8月27日から令和8年3月13日まで
- 3 作業地域 八頭郡若桜町大字浅井

鳥取県告示第542号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定に基づき、鳥取県西部総合事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。

令和7年9月9日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 作業種類 公共測量（基準点測量、地形測量及び応用測量）
- 2 作業期間 令和7年8月28日から同年12月8日まで
- 3 作業地域 米子市東福原

鳥取県告示第543号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定に基づき、鳥取県西部総合事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。

令和7年9月9日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 作業種類 公共測量（基準点測量）
- 2 作業期間 令和7年9月8日から令和8年3月31日まで
- 3 作業地域 米子市尾高

公 告

鳥取県ふぐの取扱い等に関する条例（平成16年鳥取県条例第7号）第5条の規定に基づき、ふぐ処理師試験を次のとおり実施する。

令和7年9月9日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 試験の日時
 - (1) 学科試験 令和8年1月29日（木）午前10時から正午まで
 - (2) 実技試験 令和8年1月29日（木）午後1時から
- 2 試験の場所
倉吉市小田458 倉吉市立伯耆しあわせの郷
- 3 試験科目及び配点
 - (1) 水産食品の衛生に関する知識（100点）
 - (2) ふぐに関する一般知識（400点）
 - (3) ふぐ処理の実技（ふぐの種類及び毒性臓器の鑑別を含む。）（200点）
- 4 受験願書の受付期間
令和7年11月17日（月）から同年12月1日（月）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
なお、郵送等による場合は、当該期間内に到達したものに限り、受け付ける。
- 5 受験願書の提出先

次の所属のうち住所地を管轄するもの（以下「保健所」という。）に提出すること。

鳥取市健康子ども部鳥取市保健所生活安全課（〒680-0845 鳥取市富安二丁目138-4）

鳥取県中部総合事務所倉吉保健所生活安全課（〒682-0802 倉吉市東巖城町2）

鳥取県西部総合事務所米子保健所生活安全課（〒683-0054 米子市鞆町一丁目160）

なお、県外に住所地を有する場合は、鳥取県生活環境部くらしの安心局くらしの安心推進課（以下「くらしの安心推進課」という。）に提出すること。

くらしの安心推進課（〒680-8570 鳥取市東町一丁目220）

6 受験願書の添付書類

(1) 写真（出願前6月以内に脱帽して正面から撮影した縦4.5センチメートル、横3.5センチメートルの大きさのもので、裏面に氏名及び撮影日を記入したもの）

(2) 受験手数料に係る納付済証、領収書又は領収証書

7 受験手数料等及びその納付方法

次のとおり受験手数料及び実技試験に用いるふぐの代金を納付すること。

(1) 受験手数料9,040円を県が配布する納付書により、又は県庁本庁舎及び各総合事務所の納付窓口において納付すること。なお、既納の手手数料は、原則還付しない。

(2) 実技試験に用いるふぐの代金は、受験票に記載する金額とし、試験当日の受付時に現金にて納付すること。なお、納付がない場合は、受験を認めない。

8 受験に当たっての注意事項

(1) 受験者は、試験当日、試験開始の10分前までに集合すること。なお、受付は、午前9時20分から開始する。

(2) 受験者は、次のものを持参すること。

ア 学科試験

受験票及び筆記用具

イ 実技試験

受験票、白衣、包丁、ふきん、白帽又は三角きん及び清潔な履物

なお、白衣は、調理に適した衛生的な服装であれば白色に限らないものとし、白帽又は三角きんは、髪の毛がはみ出さないものとする。

9 合格者の発表

合格者の受験番号を令和8年2月12日（木）に保健所において掲示するとともに、くらしの安心推進課のホームページ（<http://www.pref.tottori.lg.jp/kurashi>）に掲載する。また、同日付けで受験者全員に結果を通知する。

10 合否基準

学科試験、実技試験ともに合格基準を満たした者を合格とする。

(1) 学科試験

原則として、試験の合計得点が300点以上である者を合格とする。ただし、水産食品の衛生に関する知識の得点が30点未満である者は不合格とする。

(2) 実技試験

原則として、ふぐの処理（ふぐの種類鑑別）の得点が60点以上かつふぐの処理（毒性臓器鑑別）の得点が80点以上である者を合格とする。ただし、次のいずれかに該当する者は、不合格とする。

ア 毒性臓器の鑑別において、卵巣又は精巣の正確な鑑別ができていない場合

イ 毒性臓器の鑑別において、肝臓の正確な鑑別ができていない場合

ウ 処理後の筋肉に有毒部位が付着している場合

エ ふぐの可食部と不可食部の正確な鑑別ができていない場合

11 その他

(1) 提出された書類に虚偽の内容が記載されていたことが判明したときは、合格を取り消す。

(2) この試験の得点については、即時に開示を請求することができる。この場合において、試験の得点の開示を受けようとする受験者は、合格発表日以降1月が経過する日までの間に、くらしの安心推進課又は保健所（鳥取市健康子ども部鳥取市保健所生活安全課を除く。）に受験票を持参の上、その旨を申し出ること。

(3) 受験願書の提出状況によっては、受験願書の提出時点で本県に居住していない者（鳥取県内に勤務先を有する者を除く。）からの受験を断る場合がある。

なお、受験を断った場合は既納の手数料を還付する。

(4) 試験の詳細については、くらしの安心推進課（電話0857-26-7211）に問い合わせること。

砂利採取法（昭和43年法律第74号）第15条第1項の規定により、令和7年度の砂利採取業務主任者試験を次のとおり実施する。

令和7年9月9日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 試験の日時及び場所

(1) 試験の日時 令和7年11月14日（金）午前10時から

(2) 試験の場所 鳥取市東町一丁目271

鳥取県庁第二庁舎4階第28会議室

2 試験科目及び試験時間

試験科目	試験時間
ア 砂利の採取に関する法令	2時間
イ 砂利の採取に関する技術的な事項（基礎的な土木及び河川工学に関する事項を含む。）	

3 受験申込手続

受験願書（出願前6月以内に撮影した正面上半身像の写真（縦6センチメートル×横4センチメートルのカラー写真（コピーは不可とする。）で、その裏面に、撮影年月日、氏名及び年齢を記載したもの）を添付すること。）及び受験票を、令和7年9月16日（火）から同年10月17日（金）までの各日（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）に県土整備部河川港湾局治山砂防課、各県土整備事務所又は各総合事務所県土整備局に提出すること。

なお、郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便（以下「信書便」という。）により提出する場合は、令和7年10月17日（金）までの消印又は信書便の役務のうち消印に準ずるもののあるものに限り受け付けるものとし、受験票には宛先を記入し85円切手を貼り付けること。

また、受験願書及び受験票は、県土整備部河川港湾局治山砂防課、各県土整備事務所及び各総合事務所県土整備局に備え付けてある所定の用紙を使用しなければならない。

4 受験手数料及びその納付方法

(1) 受験手数料 8,000円

(2) 納付方法

受験願書及び受験票を提出した際に交付され、又は返送される納付書により、納付書裏面記載の金融機関又はコンビニエンスストアにおいて現金で納付すること。また、納付後に交付される納付済証の領収日付印欄に領収印が押印されていることを確認し、これを受験願書の裏面に貼り付けること。

5 合格者の発表等

合格者の発表日等については、試験の当日に試験の会場において案内する。

6 その他

(1) 受験願書及び受験票を提出した者には、受験票に受付印を押印し、受験番号を記載して交付又は返送をする。

(2) 受験についての詳細は、次に問い合わせること。

県土整備部河川港湾局治山砂防課（電話0857-26-7378）

鳥取県土整備事務所（電話0857-20-3641）
八頭県土整備事務所（電話0858-72-3862）
中部総合事務所県土整備局（電話0858-23-3217）
西部総合事務所米子県土整備局（電話0859-31-9779）
西部総合事務所日野振興センター日野県土整備局（電話0859-72-2049）

調 達 公 告

一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第12条の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和7年9月9日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- | | |
|------------------------|----------------------------------------|
| 1 調 達 件 名 及 び 数 量 | 鳥取県警察組織犯罪対策情報管理システム貸借及び保守業務 一式 |
| 2 契 約 方 式 | 一般競争入札 |
| 3 落 札 日 | 令和7年7月15日 |
| 4 落札者の名称及び所在地 | 株式会社コア中四国カンパニー
広島県広島市西区草津新町一丁目21-35 |
| 5 落 札 金 額 | 月額745,030円（消費税及び地方消費税の額を含む。） |
| 6 入 札 公 告 日 | 令和7年6月3日 |
| 7 落 札 方 式 | 最低価格落札方式 |
| 8 契約事務担当部局の名称
及び所在地 | 鳥取県警察本部警務部会計課
鳥取市東町一丁目271 |